

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年6月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500783 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1600009 号

第 1 結論

昭和 49 年 * 月から昭和 50 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 * 月から昭和 50 年 12 月まで

私の国民年金の加入手続は、父親が昭和 50 年 12 月頃に A 町 (現在は、B 市) 役場で行い、請求期間の保険料は、父親が同じ頃にまとめて納付したと聞いているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は、* か月と比較的短期間である上、オンライン記録によると、父親が保険料を納付していたとしている国民年金の加入期間の保険料は、請求期間を除き全て納付されていることから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金証書記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳及び請求者の国民年金手帳記号番号付近の被保険者の保険料納付状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に係る加入手続は、この頃に行われたものとみられ、父親の記憶する加入手続時期とも一致している。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、上述の加入手続の際に、昭和 49 年 * 月 (20 歳到達時) まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられるため、父親は、請求期間の保険料を現年度保険料及び過年度保険料として納付することが可能であった。

加えて、父親は、母親及び弟妹についても、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとしているところ、母親は国民年金の加入期間全ての保険料が納付されているほか、弟妹も 20 歳到達を契機として、A 町において、国民年金に加入し、同町に住所地を有していた国民年金の加入期間において、保険料の未納はな

いことを踏まえると、納付意識の高かった父親が、*か月と比較的短期間である請求者に係る請求期間の保険料を納付していたと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500615 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1600012 号

第 1 結論

昭和 44 年 * 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 * 月から昭和 48 年 3 月まで

私は、20 歳 (昭和 44 年 * 月) の頃、住民票上の住所地を実家の A 市から変更せずに、B 県で大学に通い、昭和 48 年 3 月に卒業した。国民年金については、両親から納付しておくという話を聞いたことを覚えており、加入手続は、両親が A 市役所で行い、大学を卒業するまでの保険料も両親が納付してくれたと思うので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする両親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達までの国民年金の加入期間において、共に保険料の未納はなく、両親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者が大学を卒業 (昭和 48 年 3 月) した直後の昭和 48 年 5 月 (請求者が * 歳) 頃、A 市において払い出されたものと推認され、請求者の加入手続は、この頃に同市で行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 44 年 * 月まで遡って、強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、両親は、当該加入手続後において、請求期間全ての保険料を過年度保険料及び特例納付保険料として納付する方法を併用して納付すること、又は特例納付保険料として納付することが可能であった。

さらに、請求者は、証言者として 2 歳年上の姉の名前を挙げており、オンライン記録によると、日本年金機構が姉のものと考えられる旨回答している姉の基礎年金番号に統合されていない国民年金の記録が確認できるところ、i) 姉は、請

求者と同様、姉自身が 20 歳の頃、住民票上の住所地を実家の A 市から変更せずに、B 県で大学に通っており、両親が加入手続を行い、卒業するまでの保険料も納付してくれた旨の陳述をしていること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、姉の加入手続は、大学を卒業直後（姉が * 歳）に、A 市において行われ、その際に、20 歳到達時まで遡って、強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられることから、時期は約 2 年違うものの、両親が加入手続及び保険料納付を行っていたとする点、並びに大学卒業直後の * 歳に加入手続が行われていた点において、請求者と姉の状況は同質性が高かったことがうかがわれる。

加えて、上述の姉に係る 20 歳到達時から大学を卒業した * 歳到達の年度末まで（請求期間に相当する期間）における保険料については、納付済みとされていることが確認でき、姉の加入手続時期から判断すると、両親は、当該期間の保険料を過年度保険料及び特例納付保険料として納付する方法を併用して納付、又は特例納付保険料として納付し、加入手続前の保険料の未納の解消に努めていたものと推察されるところ、前述のとおり、請求者に係る請求期間の保険料についても同様の納付方法で納付することが可能であったことを踏まえると、保険料の納付意識が高かった両親が、姉と同様に請求者に係る請求期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600009号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600059号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を29万2,000円とすることが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に賞与を支給されたが、厚生年金保険の賞与記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600029号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600060号

第1 結論

請求者のA社における平成18年11月13日から平成19年2月26日までの期間の標準報酬月額を16万円から17万円に訂正することが必要である。

平成18年11月から平成19年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年11月から平成19年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成18年11月13日から平成19年2月26日までの期間の標準報酬月額を17万円から18万円に訂正することが必要である。

平成18年11月から平成19年1月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額17万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年11月13日から平成19年2月26日
② 平成18年12月

請求期間①について、A社から実際に支給された給与額と相違する標準報酬月額が記録されているのではないかと思う。また、請求期間②について同社から賞与をもらったと思うが、年金記録となっていない。

請求期間①について、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実に基づいた記録に訂正してほしい。

請求期間②について、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された平成18年及び平成19年給料台帳に

より、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）を超える報酬月額の支払いを受け、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（18万円）と異なる標準報酬月額（17万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上述の給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額により、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、上述の給料台帳において認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないこと及び事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書により、事業主は、オンライン記録どおりに報酬月額を届出し、その結果、社会保険事務所(当時)は、訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該請求に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者は請求期間①について、年金額に反映しないとしても事実上即した標準報酬月額の訂正を求めているところ、上述の給料台帳により、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は18万円であることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが必要である。

ただし、平成18年11月から平成19年1月までの訂正後の標準報酬月額（上述の認定額17万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②について、事業主から提出された上述の給料台帳により、請求者は、当該期間に賞与を支給されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500830号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600061号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月28日は11万5,000円、平成19年12月28日は12万1,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月28日及び平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月28日及び平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月

請求期間について、A社から賞与を支給されていたが、年金記録となっていないので、当該期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者の平成18年及び平成19年給料台帳により、請求者はA社から、請求期間①は12万円、請求期間②は13万円の賞与の支給を受け、請求期間①は11万5,000円、請求期間②は12万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の給料台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は11万5,000円、請求期間②は12万1,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、事業主の回答及び上述の給料

台帳により、請求期間①は平成 18 年 12 月 28 日、請求期間②は平成 19 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成 18 年 12 月 28 日及び平成 19 年 12 月 28 日の請求者の賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 18 年 12 月 28 日及び平成 19 年 12 月 28 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500836号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1600010号

第1 結論

平成7年1月から平成8年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年1月から平成8年12月まで

私は、平成5年12月に会社を退職し、その後、いろいろな変更手続のために、A市B区役所を訪れた記憶がある。請求期間の保険料については、詳しいことは覚えていないが、同区役所、同区役所C支所、又はD社会保険事務所(当時)で納付したと思う。妻の分と一緒に保険料を納付したかもしれないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成6年1月頃に払い出されていたものと推認されるため、請求者の主張のとおり、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われ、その際に、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成5年12月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。以後、請求者は、請求期間において継続して国民年金に加入していることから、請求期間の保険料を納付することは可能であった。

また、オンライン記録によると、請求期間前に当たる平成5年12月から平成6年9月までの保険料については、上述の加入手続後、いずれの月も現年度保険料として定期的に納付されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、A市B区役所、同区役所C支所又はD社会保険事務所で請求期間の保険料を納付したとしているところ、その納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、請求期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、妻の保険料も一緒に納付していたかもしれないとしているも

この、オンライン記録における妻の保険料納付記録を見ても、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたと推認する事情を導き出すことができない。

さらに、請求者が居住しているA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500814 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600011 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 45 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 3 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

私は、請求期間当時は大学生であり、親元を離れ A 市 B 区に住んでいた。C 市にある実家に住む父親から、国民年金に加入しなければならないが、学生のため申請をすれば保険料が免除になるので、申請するようにとの連絡を受け、私が平成 3 年 4 月頃に A 市 B 区役所で保険料の免除申請をした。請求期間の保険料が未納とされているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、父親に勧められて請求期間の保険料の免除申請をしたとして、ところ、父親は、学生である請求者も国民年金に加入しなければならなくなり、請求者本人に収入がなく保険料を納付することが困難であるので、C 市 D 区役所で相談したところ、保険料の免除ができることを聞いたため、請求者に連絡した旨証言しており、父親の証言は、請求者が主張する免除申請を行うこととなった経緯と一致している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得の事務処理状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 4 月頃に A 市 B 区において払い出されており、請求者の加入手続は、この頃に行われたものとみられ、その際に、学生が強制加入対象者とされた平成 3 年 4 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと推認される。請求期間当時の免除制度において、保険料の免除が承認される期間の始期は、申請のあった日の属する月の前月からとされていたことから、この加入手続時期を基準とすると、制度上、請求者は、請求期間のうち、平成 4 年 3 月以降の保険料について、免除申請を行うことが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料について、免除申請を行った旨主張しているものの、保険料の免除申請の前提となる国民年金の加入手続、免除申請の際に提出した添付書類、免除申請を行った回数等に関しては記憶していないとしていることから、請求期間の保険料の免除申請に係る具体的な手続の詳細は不明である。

また、請求期間のうち、平成3年4月から平成4年2月までについて、請求者は、平成3年4月頃にA市B区役所で保険料の免除申請を行ったとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者に対して上述の平成4年4月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられる。このため、請求者は、平成4年4月頃の加入手続が行われるまでの間において国民年金に未加入であったことから、それまでの間は保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、前述のとおり、請求期間当時の免除制度において、保険料の免除が承認される期間の始期は、申請のあった日の属する月の前月からとされていたことから、請求者は、上述の加入手続（平成4年4月頃）後に、平成4年2月以前の保険料の免除申請を遡って行うこともできなかったものとみられる。

加えて、前述のとおり、請求者は、請求期間のうち、平成4年3月以降について、当該期間の保険料の免除申請を行うことが可能であったものの、A市の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、加入手続以降の平成4年度及び5年度の保険料については、オンライン記録と同様に未納とされており、これら年度の保険料の免除申請が行われ、保険料が免除されていた形跡はうかがえない。

その上、請求期間は3年度間にわたっており、請求期間当時の免除制度において、保険料の免除が承認される期間の終期は、申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとされていたため、平成3年4月に免除申請を行ったとする請求者の主張に沿えば、少なくとも3回、加入手続時期（平成4年4月）を基準としても、少なくとも2回の免除申請が必要となり、請求期間の全ての保険料を免除するためには、複数回にわたる免除申請が必要であったところ、当該複数回にわたる免除申請において、連続して同様の記録誤りが生じていた可能性は低いものとみられる。

このほか、請求者が請求期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500751 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600013 号

第 1 結論

平成 2 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成 8 年 2 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 38 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 2 年 10 月から同年 12 月まで
② 平成 8 年 2 月

請求期間①について、私は、会社を退職し、2、3 か月ぐらいした後、送付されてきた国民年金の納付書を用い、保険料を A 市 B 区役所において納付した。また、請求期間②について、平成 8 年 5 月頃、同区役所で請求期間②の後の期間に係る保険料を納付する際に、請求期間②の納付書が送付されてきていないのではなかろうかと同区役所の職員に問い合わせたところ、納付書が届いていなければ大丈夫と回答があったため、保険料を納付していない期間はないと思っていた。納付書が送付されていれば当然、保険料を納付したはずなので、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金の被保険者期間については、平成 2 年 10 月から同年 12 月までの期間（請求期間①）、平成 4 年 11 月から平成 5 年 7 月までの期間、平成 6 年 6 月から同年 9 月までの期間、平成 8 年 3 月から同年 8 月までの期間及び平成 27 年 10 月以降の期間（これらの被保険者期間の前後は、厚生年金保険の被保険者期間）とされており、請求期間①の保険料は未納とされている。

また、請求期間②前後の厚生年金保険の被保険者資格については、平成 8 年 2 月 29 日に一旦喪失し、平成 8 年 3 月 1 日に再び取得しており、請求期間②については、厚生年金保険における被保険者期間とならないところ、国民年金にも未加入とされている。

しかし、請求者は、請求期間①及び②の保険料について、これらの頃に手元に届いた納付書の分の保険料は全て納付したとして、年金記録の訂正を求めている。

請求期間①は3か月、請求期間②は1か月といずれも短期間である上、請求者は、国民年金加入期間において、請求期間①を除き保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿、年金手帳払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成5年4月頃にA市B区において払い出されており、この国民年金手帳記号番号以外に、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、厚生年金保険の被保険者資格の喪失のうち、最も直近の喪失に当たる平成4年11月までの期間のみを遡って国民年金の被保険者期間とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①当時において国民年金に未加入であったことから、請求者に対して現年度保険料に係る納付書が発行されず、請求期間①の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述のとおり、オンライン記録では、現在、請求期間①は国民年金の被保険者期間とされているものの、これは、記録整備が行われ、被保険者資格の取得及び喪失を後から追加する事務処理が行われていた（平成6年12月に処理）ことが確認できる。この記録整備時期を基準とすると、請求期間①の保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者に対して過年度保険料に係る納付書は発行されず、請求者は、請求期間①の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、上述のとおり、請求者の加入手続が初めて行われた時期（平成5年4月頃）においては、厚生年金保険の被保険者資格の喪失のうち、最も直近の喪失に当たる平成4年11月までの期間のみを遡って国民年金の被保険者期間とする事務処理が行われていたものとみられるため、請求期間①の被保険者資格を遡って取得及び喪失する事務処理は行われていなかったところ、仮に加入手続時点で遡って取得及び喪失する事務処理が行われていたとしても、記録整備時期（平成6年12月）と同様、請求期間①の保険料については、既に2年の時効が成立しており、納付書が発行されることはなかったものと考えられる。

請求期間②について、i) 請求者から提出されたA市発行の「国民年金保険料平成8年納付状況のお知らせ」（平成8年12月30日時点の納付状況）によると、請求期間②は「喪失中か公的年金加入中 または無資格期間」と表記されていること、ii) 同市の平成7年度国民年金保険料検認状況一覧票及び国民年金被保険者名簿によると、請求期間②については、いずれも厚生年金保険等の被保険者期間である旨表記されていることから、同市において、請求期間②に係る国民年金の被保険者資格を取得するための手続が行われていなかった状況がうかがわれる。このため、請求者は、請求期間②において国民年金に未加入であり、請求者に対して請求期間②の保険料に係る納付書が発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者が所持している年金手帳においても、請求期間②に係る被保険者期間の記載は確認できず、請求者が、請求期間②の保険料を納付していたとする

事情を見いだすことはできない。

さらに、請求者は、A市B区役所において、請求期間②に係る納付書が送付されていないことについて、同区役所の職員に問い合わせた旨陳述しているものの、同市は、当時の受付や相談等の記録は保管されていない旨回答しており、請求者の陳述内容について確認することができない。

A市の国民年金保険料検認状況一覧票及び国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間①に係る保険料が納付された形跡、及び請求期間②に係る被保険者資格を取得し、保険料が納付された形跡はいずれも見当たらない。

また、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600001 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600014 号

第 1 結論

昭和 61 年 1 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 21 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 61 年 1 月から昭和 63 年 3 月まで

私の年金記録では、昭和 61 年 1 月から昭和 63 年 3 月までの期間は法定免除期間となっているが、昭和 63 年に元夫に労災保険から約 372 万円が支払われたため、A 銀行 B 支店から預金を下ろし、30 万円から 50 万円の保険料を C 市役所で納付したはずである。

その時受け取った領収書はなくしてしまったが、納付したことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和 61 年 1 月頃に払い出されたものと推認される。請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に昭和 61 年 1 月 17 日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、請求者が所持する年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」に「昭和 61 年 1 月 17 日」と記載されていることとも符合する。

請求者は、昭和 63 年に請求期間の保険料を納付したにもかかわらず、請求期間は法定免除期間のままとされていると陳述している。法定免除期間の保険料を後日納付する場合、追納保険料として納付することになり、昭和 63 年当時においては、i) 都道府県知事の承認を受け、ii) 時効成立（承認の日の属する月前 10 年以内）前に、iii) 国庫金を取り扱う金融機関等で納付することが必要であったところ、昭和 63 年は追納保険料の時効成立前であり、請求者は都道府県知事

の承認を受ける等、所要の手続をとれば、請求期間の追納保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料を追納するに当たり、都道府県知事の承認を受けた記憶はないとしており、請求者が請求期間の保険料を追納するために必要な手続を行った事情を見いだすことはできない。

また、請求者は、請求期間の追納保険料として30万円から50万円をC市役所の窓口で納付したと陳述しているが、i) 請求者が昭和63年度中に請求期間の保険料を追納した場合の保険料額は19万4,220円であり、請求者の記憶する金額と相違すること、ii) C市は、当時、追納保険料は取り扱っていなかったとしていることから、請求者が請求期間の保険料を追納したことをうかがわせる事情を見いだすことができない。

さらに、C市の請求者に係る被保険者名簿においても、請求者が請求期間の保険料を追納した形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500817号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600058号

第1 結論

平成8年6月13日から同年9月1日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成14年10月1日から平成16年1月1日までの請求期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成8年6月13日から同年9月1日まで
②平成14年10月1日から平成16年1月1日まで

請求期間①について、私は、平成8年6月13日からA社からの派遣社員としてC社に勤務したにもかかわらず厚生年金保険被保険者記録がない。預金通帳に給与の振込みも確認できるので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

請求期間②について、B社にて正社員として勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録がない。調査をして、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録から請求者がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者は、A社に入社後、C社に派遣され、D業務に従事した旨の陳述をしているところ、A社において派遣社員の労務管理を担当していた同僚は、工場勤務の派遣社員はすぐに辞めることが多いため、当時は、派遣開始から3か月間の勤務状況を確認した上で厚生年金保険に加入させる扱いであり、自身も派遣社員として入社し、3か月を経過した後には厚生年金保険被保険者資格を取得した旨陳述している。

また、請求者から提出された預金通帳から、請求期間①にA社から給与

の振込みがあったことは確認できるものの、同社の事業主は、当該期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である旨回答している上、同社には、当時の資料が保存されていないことから、請求者の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除の有無について確認できない。

請求期間②について、請求者、B社の事業主及び同僚の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の事業主は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険の届出を行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している上、請求者と同様にE業務を主としていた者については、厚生年金保険に加入させていない旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。